

滋賀県議会議会改革検討会議設置要綱

（設置）

第1条 分権時代に対応した議会の確立を目指し、議会改革の推進に関し幅広い見地から検討を加えるとともに、県民の意見を反映するため、滋賀県議会議会改革検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 検討会議は、議長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、意見を答申する。

- (1) 住民との関係の強化に関する事項
- (2) 政策形成機能の強化に関する事項
- (3) 監視機能の強化に関する事項

2 検討会議は、前項の審議を行うほか、議会改革に関する事項に関し、議長に意見を述べることができる。

（構成等）

第3条 検討会議は、委員7人以内で構成する。

2 委員は、地方自治に関し高い識見を有する者および県民から公募した者のうちから議長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成23年12月31日までとする。

（会長）

第4条 検討会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の会議は、これを公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(関係者の出席)

第 6 条 検討会議は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成23年 6 月16日から施行し、同年12月31日限り、その効力を失う。